

熊労基発 0425 第 2 号
平成 30 年 4 月 25 日

一般社団法人
熊本県建設業協会 会長 殿

熊本労働局労働基準部長



解体工事等における労働災害の防止対策の徹底について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、労働災害防止対策の推進につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、平成 29 年の熊本県における休業 4 日以上の労働災害の死傷者数は 1937 人と平成 26 年から 4 年連続の増加となり、死亡災害についても、22 人が亡くなり前年の 16 人を大きく上回る状況となっています。特に建設業においては、13 人の方が亡くなっており、死亡災害の過半数を占めている状況です。

このような中、昨年、木造家屋解体中にブロックを積み上げ基礎からの鉄筋が接続されていない状態の壁が倒壊し壁横で作業を行っていた作業員が下敷きとなり死亡する災害、また、鉄筋コンクリート造建物解体中に、強度を保つための十分な鉄筋が入られていない建物の壁と建屋周囲に設置されていた足場が 2 回にわたり倒壊した災害が発生しております。

熊本県内においては、引き続き、平成 28 年熊本地震関連の解体工事、復旧・復興工事が行われており、コンクリート造の工作物の解体等の作業など労働安全衛生法に定められた作業主任者の選任（労働安全衛生規則第 517 条の 17）を必要とする作業以外でも、建物壁等の崩壊災害が発生する危険性があることから、下記事項について、貴下会員に対して労働災害防止対策の徹底の周知をお願いいたします。

記

1 解体家屋の事前調査、作業計画策定の徹底

解体作業を行う場合、作業前に解体家屋の設計図書及び増改築の状況を確認すること。家屋構造については、特に壁へのブロックの使用、壁、床の鉄筋の配筋（差し鉄筋）状況等について必ず事前調査を行い、作業計画の策定によって解体手順を定め、労働安全衛生規則第 529 条による作業指揮者の選任、監視員の配置、作業員の配置を明確して作業を行わせること。

作業計画に基づき壁、床等の解体を実施する際は、周辺作業箇所を含め、崩壊時

の作業員への危険箇所を作業開始前に確認し、作業員の立ち入り禁止箇所を明確に定め退避等の措置を講じた上で作業を行わせること。

2 ブロック塀、擁壁、側溝等付近での工事時の事前調査、作業計画策定の徹底

ブロック塀、擁壁、側溝等（以下ブロック塀等）付近で掘削等の作業を行わせる場合、ブロック、擁壁、側溝等に直接関係する掘削等の作業以外でも、ブロック、擁壁、側溝等に近接した作業中に崩壊する可能性があることから、直接作業、近接作業にかかわらず、ブロック塀等の配筋（差し鉄筋）、擁壁の損傷等の事前調査を行い、作業計画の策定によって作業手順を定め、労働安全衛生規則第529条による作業指揮者の選任、監視員の配置、作業員の配置を明確にして作業を行わせること。

ブロック塀等への直接作業、近接作業を行う場合は、崩壊時等の危険箇所を作業開始前に確認し、対象物の作業前の撤去を行うこと。

また、撤去等の措置を講じることができない場合、作業員の立ち入り禁止箇所を明確に定めて立ち入りを禁止して作業を行わせること。立ち入りについては、必要最小限度として、立ち入り前に鋼矢板などで崩壊対策を行うなどの措置を講じること。

3 作業指揮者（作業主任者の選任が必要な場合を除く）の職務の徹底

① 作業計画に基づき作業方法を決定すること。

作業時の危険箇所、立ち入り禁止箇所、退避箇所の確認と明示等を行い、必要な監視員の指名を行い作業を直接指揮すること。

② 作業に従事する作業員に対して、退避場所、退避経路の指示を確実行うこと。

③ 作業時の合図を定めること。作業時に危険箇所からの作業員の退避を確認し、使用する建設機械等の作業指揮を行うこと。

4 作業員への教育の徹底

① 作業計画について遵守の重要性の教育を行うこと。

② 作業時の合図、危険箇所と立ち入り禁止箇所、退避箇所を認識させ作業指揮者、監視員からの指示遵守徹底を教育すること。

③ 安全帯、保護帽等の保護具の徹底、退避時の安全確保を教育すること。

担当

熊本労働局

健康安全課 安全専門官

新 門

家屋解体等での壁崩壊等にご注意ください

熊本労働局

熊本労働局管内では、平成 29 年に木造家屋解体中にブロックを積み上げた無筋の壁が倒壊し壁横で作業を行っていた作業員が下敷きとなり死亡する災害、複数回増改築を重ねた建物解体中に、建物の壁と建屋周囲に設置されていた足場が 2 回にわたり倒壊した災害が発生しています。いずれも、対象建屋の事前調査、倒壊防止を含む作業計画、作業指示が十分に行われていませんでした。（下記 1 災害事例）

熊本県内では、平成 28 年熊本地震による家屋、ビル解体や復興・復旧工事が行われており壁などの崩壊による労働災害発生の危険性が高まっている状況です。

家屋、ビル解体や復興・復旧工事の施工時には、下記 2 労働災害防止対策に留意し安全施工をお願いします。

1 災害事例

1 平成 28 年熊本地震で被災した木造 2 階建ての家屋解体工事中、廃材を積み込む作業をしていた作業員の作業位置に近接していたブロック積みの壁が倒壊し、その下敷きとなり死亡したものの。

ブロック積みの壁は、倒壊を防止する基礎とブロック積みの壁を接続するいわゆる差し鉄筋がない状態（無筋状態）であり、災害発生時は、ほぼ自立状態となっていたもの。

2 平成 28 年熊本地震で被災した複数回増改築を重ねている鉄筋コンクリート、ブロック、木造構造 3 階建ての建屋を車両系建設機械（解体用つかみ機、ドラグショベル）を使用して解体作業を行っていたところ、建屋の 2 階天井部分が崩落し、その衝撃を受けた 1 階天井部と建屋東側の壁が崩落し、壁の外に設置してあった足場が倒壊した。その倒壊等により、建屋南側の構造物が安定できない状態となり、その翌日に構造物が倒壊したものの。

崩壊した建屋の壁等に配筋された鉄筋は、強度を保つために十分な本数の配筋がなされていなかったもの。

2 労働災害防止対策

(1) 解体家屋の事前調査、作業計画策定の徹底

解体作業を行う場合、作業前に解体家屋の設計図書及び増改築の状況を確認すること。家屋構造については、特に壁へのブロックの使用、壁、床の鉄筋の配筋（差し鉄筋）状況等について必ず事前調査を行い、作業計画の策定によって解体手順を定め、労働安全衛生規則第 529 条による作業指揮者の選任、監視員の配置、作業員の配置を明確して作業を行わせること。

作業計画に基づき壁、床等の解体を実施する際は、周辺作業箇所を含め、崩壊時の作業員への危険箇所を作業開始前に確認し、作業員の立ち入り禁止箇所を明確に定め退避等の措置を講じた上で作業を行わせること。

(2) ブロック塀、擁壁、側溝等付近での工事時の事前調査、作業計画策定の徹底

ブロック塀、擁壁、側溝等（以下ブロック塀等）付近で掘削等の作業を行わせる場合、ブロック、擁壁、側溝等に直接関係する掘削等の作業以外にも、ブロック、擁壁、側溝等に近接した作業中に崩壊する可能性があることから、直接作業、近接作業にかかわらず、ブロック塀等の配筋（差し鉄筋）、擁壁の損傷等の事前調査を行い、作業計画の策定によって作業手順を定め、労働安全衛生規則第 529 条による作業指揮者の選任、監視員の配置、作業員の配置を明確にして作業を行わせること。

ブロック塀等への直接作業、近接作業を行う場合は、崩壊時等の危険箇所を作業開始前に確認し、対象物の作業前の撤去を行うこと。

また、撤去等の措置を講じることができない場合、作業員の立ち入り禁止箇所を明確に定めて立ち入りを禁止して作業を行わせること。立ち入りについては、必要最小限度として、立ち入り前に鋼矢板などで崩壊対策を行うなどの措置を講じること。

(3) 作業指揮者（作業主任者の選任が必要な場合を除く）の職務の徹底

① 作業計画に基づき作業方法を決定すること。

作業時の危険箇所、立ち入り禁止箇所、退避箇所の確認と明示等を行い、必要な監視員の指名を行い作業を直接指揮すること。

② 作業に従事する作業員に対して、退避場所、退避経路の指示を確実行うこと。

③ 作業時の合図を定めること。作業時に危険箇所からの作業員の退避を確認し、使用する建設機械等の作業指揮を行うこと。

(4) 作業員への教育の徹底

① 作業計画について遵守の重要性の教育を行うこと。

② 作業時の合図、危険箇所と立ち入り禁止箇所、退避箇所を認識させ作業指揮者、監視員からの指示遵守徹底を教育すること。

③ 安全帯、保護帽等の保護具の徹底、退避時の安全確保を教育すること。